

議案第 2 2 号

羽生市給水条例の一部を改正する条例

羽生市給水条例（平成 1 0 年羽生市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 8 条の見出し中「施工」を「施行」に改め、同条第 1 項中「施工する」を「これを施行する」に改め、同条第 2 項中「施工する」を「施行する」に、「工事竣工」を「しゅん工」に改める。

第 2 2 条の表を次のように改める。

(1) 専用給水装置（一般用）

メーターの口径	1 か月当たりの基本料金（1 0 立方メートルまで）	1 か月当たりの超過料金（1 立方メートルにつき）
1 3 ミリメートル	1, 2 5 0 円	1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまで 1 4 5 円
2 0 ミリメートル	1, 3 0 0 円	2 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまで 1 6 5 円
2 5 ミリメートル	1, 4 0 0 円	3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまで 1 9 0 円
3 0 ミリメートル	1, 5 5 0 円	5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまで 2 1 5 円
4 0 ミリメートル	2, 5 0 0 円	1 0 0 立方メートルを超え 2 0 0 立方メートルまで 2 4 0 円
5 0 ミリメートル	6, 5 0 0 円	2 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまで 2 6 0 円
7 5 ミリメートル	1 5, 0 0 0 円	5 0 0 立方メートルを超えるもの 2 8 0 円

100ミリメートル	25,000円
200ミリメートル	45,000円

(2) 専用給水装置 (湯屋営業用)

1か月当たりの基本料金	1か月当たりの超過料金
100立方メートルまで 8,050円	1立方メートルにつき80円

(3) 専用給水装置 (臨時用)

メーターの口径	1か月当たりの基本料金 (10立方メートルまで)	1か月当たりの超過料金 (1立方メートルにつき)
13ミリメートル	2,500円	10立方メートルを超え20立方メートルまで 290円
20ミリメートル	2,600円	20立方メートルを超え30立方メートルまで 330円
25ミリメートル	2,800円	30立方メートルを超え50立方メートルまで 380円
30ミリメートル	3,100円	50立方メートルを超え100立方メートルまで 430円
40ミリメートル	5,000円	100立方メートルを超え200立方メートルまで 480円
50ミリメートル	13,000円	200立方メートルを超え500立方メートルまで 520円
75ミリメートル	30,000円	500立方メートルを超えるもの 560円
100ミリメートル	50,000円	

200ミリメートル	90,000円	
-----------	---------	--

第22条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、私設消火栓を使用したときの料金は、1回当たり10分ごとに1,050円とする。10分に満たない場合であっても、10分として計算するものとする。

第33条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第22条の表の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、同年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に徴収する水道料金のうち、その算定の基礎となる使用期間に令和6年11月30日以前の日を含むものの水道料金の算定については、なお従前の例による。

令和6年2月19日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明